

2.2 日本近世の特異性と近代明治期にもたらした影響

この節を含む 2.1 で行った簿冊、簿冊と通じる記録集合体の遍在性やこの集合体を持つその他の特性を、ファイリングシステムとは相対的に離れて考えてきましたが、この節では、2.1 で上げた簿冊としての特性を踏まえつつ、日本の文書管理の歴史と、やがて登場するファイリングシステムの話に進みます。

2.2.1 近世の重要性と近世文書

(1) 江戸、近世から文書管理の歴史を始める理由

日本の文書管理の歴史を考えるとというなら、日本列島のほぼ全体を掌握した最初の国家が生まれた古代律令制の時代から始めるべきなのかもしれませんが、本論のこの項では、時代の中でのファイリングシステムの発生と推移を追うことにあるため、文書管理の考え方や一定程度の体制も存在していたようではあるのですが、近代に登場するファイリングシステムの実体は当然存在していないため対象から除外しました。

ファイリングシステムの要件は満たさずとも、類似の目的を持った、何らかの仕組みを持っていたのであれば、古代律令制以降の時代についても取り上げざるを得ないということで調べてみましたが、発見できませんでした。

ただし、ファイリングシステムがない時代で、近代から見て直近の時代である近世後半期については、この時代が文書の発生量において世界に類例のない特殊な時代であることと、文書を離れても、その後の近現代の日本と日本人、さらには文書管理の世界にもおそらくは大きな影響を与えた時代であったはずだと考えたため、ここで近世江戸後期の文書管理について取り上げることとしました。

(2) 近世江戸期の異常な文書量とその原因を考える

近世文書の量の膨大さの理由として、第一にこの時代の総人口に対する識字率が他国と比べて極端に高いものであったことと、第二には、他国では公文書の作り手の主体が支配下人口に対してはるかに少数である支配者側に属する者であったのに対し、日本の近世にあっては、支配者側とともに、人口で多数を占める被支配者側の人々も文書の作り手であったことが文書総量を底上げしたという 2 点が挙げられることが多いのですが、それだけでは何か言い足りていないような気がします。

他に理由があるはずだと思うばかりで、何かすっきりとつかみ出せません。

大学で講義を受けて以来のファンである考古学者の故森浩一先生の本『語っておきたい古代史—倭人・クマソ・天皇をめぐる—』（新潮社、2001 年）の中にこんな一節が有ります。「江戸時代に近江(滋賀県)の有力な農民で、考古学---特に石器の研究---をやっていた木内石亭(1724~1808)という人がいます。この人は考古学で全国にだんだん、その名を知られていく。今でいう学会の活動と同じように、何年に一回かはわかりませんが、研究集会も開いていました。全国から旗本、僧侶、農民等々、いろいろな階層の人が集まってくる。大名でもその人の弟子になるのです。御三家の大家といえども、石亭との関係では一弟子にすぎない。だから学問の前では、御三家も何万石の大名も同じ立場の人間なわけです。江戸時代の封建制、とくに身分制度は幕末に薩摩や長州が倒したように思われていますが、それより早く、一つの側面では学問が倒しはじめていたのです。」

上に挙げた木内石亭とその学問仲間が示す一例は、階級差も、身分差も、貧富の差も突き抜けて、かりそめではあるにしても平等で自由な精神活動の場が、グループの大小を問わず、存在していたのではないかと思うのです。またこのような場は学問だけでなく、武芸、諸芸の世界にも及び、深く社会全体に遍在していて、権力層、被支配層の両方に影響を与える思潮のうねりを生みだし、結果として江戸中期以降の列島内人口三千数百万人の内の無視できない割合の人々が、批判精神を有し、一個の人として近代的自我を確立するに至っていたのではないのでしょうか？

そうであったからこそ、維新後、あれほどの速さで近代国家に装いを改めることができたのであり、日清から日露戦争において、30 年程前には武士であり農商工人であった 100 万人を超える将兵が、近代的な兵器を操作し、また近代的な戦術を身に着けた近代的国民軍

を編成することができたのであり、しかも士卒ともに可憐ともいえる献身性と勇猛果敢さで勝利をもぎとり得ることができたのです。

このこと以外の理由や背景を筆者は想像することができません。

近世日本の全国の村落や町部において、階級を問わない個々人の相当数が近代的な自我を確立しており、その集合体としての社会が持った時代精神こそが、近世公文書の類を見ない量の膨大さを産み出したのであり、また維新後の国家と国民の近代化の原動力ともなったと筆者は考えます。

以上は筆者の仮説であり、記録や統計値等のデータに基づいたものではありませんが、誤りだとは思えません。以下この時代を顕すいくつかの指標を挙げてみます。

① 近世日本の人口爆発と人口密度（対耕作可能面積）に対応した支配密度

260年を越える長期安定的な幕藩体制下で、日本国の人口は、初期から中期までの前半期の約150年間に、千三百万人から三千数百万人に増加しています。

“人口爆発”と言って良い現象でしょう。

国土面積の内の耕作可能面積に対する人口密度は、フランス国に比べて倍以上の高さでした。

② 相対的ではあるが人口増加を支えた主食穀物全般の高い収穫効率

同時代の西欧諸国は、収穫効率の面で比較するのも気の毒なほどに低い麦作と、じゃがいも作、牧畜に主として支えられ粗放的農業の状態にあり、この状態に応じた低い人口密度と粗い支配関係の下に置かれていました。

③ 西欧諸国における人口密度の低さと粗放的支配関係、被支配側での文書事務

このような支配被支配の関係の密度における西欧と日本との差異は、課税・徴収に係る記録、権利関係等の文書作成量の密度に繋がります。

粗放的な支配体制では、文書件数も当然粗放さに応じた量にしかありません。

また日本においては、支配被支配の関係は協調的、調整的ではありつつ濃密であり、他国にこれも例の少ない被支配者側の手に委ねられた公文書の作成と保存が活発に行われ、これら村方文書（主として村請制による税関係文書）、町方文書と呼ばれる文書の分量が、膨大な近世文書の過半を占めています。

④ 近世末の日本人の識字率

大石学著『江戸の教育力 近代日本の知的基盤』（東京学芸大学出版会、2007年）の中で、高橋敏「村の識字と『民主主義』」、高尾善希「近世後期百姓の識字の問題」などによれば、幕末期における村役人選挙における入札、名主欠員に対する意見聴取の文書の筆跡から、各家の戸主レベルで識字率を80%~100%とみなしています。家族全体、若年層に範囲を広げた他の調査結果として50~90%の範囲の識字率であったことを挙げているものもあります。以上から、近世末（幕末期）の日本の識字率は、6歳以上の男女、階級、地域を限らず、平均で50%を超えていた可能性が高く、また江戸や大阪、京都、各藩府等の都市部では70%をはるかに超えていた可能性さえあります。

⑤ 幕藩体制下での武士階級の役割と影響

1) 幕藩期武士階級の人口と総人口に対する構成比

江戸期の開府当時、戦闘技能者であった武士の数は諸説あって定かではありませんが、壬申戸籍による明治5年の統計では、土族、卒族（中元、小者等の奉公人と浪人を除く）までのいわゆる幕府所属武士と各藩藩士とその家族の人口は約194万人です。

一人の武士（当主）に対して、武士の家族（小者等の武家奉職者を除く）が平均4人とした場合、土族、卒族の人口約194万人の内訳は、武家の当主である純武士が約39万人、その家族が155万人となります。

明治5年の統計値による純武士約39万人が、果たして開幕期の武士数と同じとして扱って良いかが問題ではありますが、初期幕府の大名取り潰しによる総藩士数の減少（浪人の増加）や、江戸初期以降に石高に従った軍役規程数の緩和により、各藩が揃えるべき員数の減少という流れを考えれば、開幕期には39万人を大きく上回っていた可能性が高いため、明治5年の武士数39万人は開幕当時の武士数の最小限の数として次にあげるの計算の根拠として問題ないはずで

以上により、戦国期に戦闘者であった最小限でも 39 万人を数える武士の全てが、幕府や諸藩における行政官に移行したと見做します。当時の日本の総人口にも諸説がありますが、研究者の中では多数派である約 1300 万人が正しいものとして、図表 C2.2_02 に示したように、武家行政官の比率は総人口の約 3% になります。さらに武士の家族まで含めれば 15% 弱まで上がります。総人口に関しては、開幕期から江戸中期までの間の人口増加が 2.5 倍に達するため、武士と家族の数に変化が少なければ、江戸中期から明治維新までの間で純武士の総人口比は 1.2%、家族を含めると 6% 程だったと推定する事ができます。

図表C2.2_01 壬申戸籍調査による属籍別人口
男女族籍別人口表

(明治5年旧暦1月29日(西暦1872年3月8日)調)

身分	戸主男	戸主女	戸計	男	女	人員計	人口中%
皇族	7	4	11	14	15	29	0.00009
華族	459	0	459	1,300	1,366	2,666	0.00805
士族	258,939	13	258,952	634,701	647,466	1,282,167	3.87235
卒	166,873	2	166,875	334,407	324,667	659,074	1.99051
地主	646	0	646	1,715	1,601	3,316	0.01001
僧	75,925	0	75,925	151,677	60,169	211,846	0.63981
旧神官	20,895	43	20,938	52,141	50,336	102,477	0.3095
尼	-	6,068	6,068	0	9,621	9,621	0.02906
平民	6,326,571	170,752	6,497,323	15,619,048	15,218,223	30,837,271	93.1335
権太人員	-	-	-	1,155	1,203	2,358	0.00712
計	6,850,315	176,882	7,027,197	16,796,158	16,314,667	33,110,825	100

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』 壬申戸籍
<https://ja.wikipedia.org/wiki/壬申戸籍> (2020.6.10)

図表C2.2_02

壬申戸籍から推定した開幕期の純武士(行政官)人口と被管理人口対比

開幕期の純武士と被管理人口の推定		
種別	人口数 (単位: 万人)	構成比
純武士 (家族、武家奉公人を等を除く)	39	3.0%
武士の家族の人口 (武家奉公人を除く)	155	11.9%
純武士と家族の合算人口 (武家奉公人を除く)	194	14.9%
非武士人口 (純武士と武士の家族を除く人口)	1,106	85.1%
総人口	1,300	100.0%

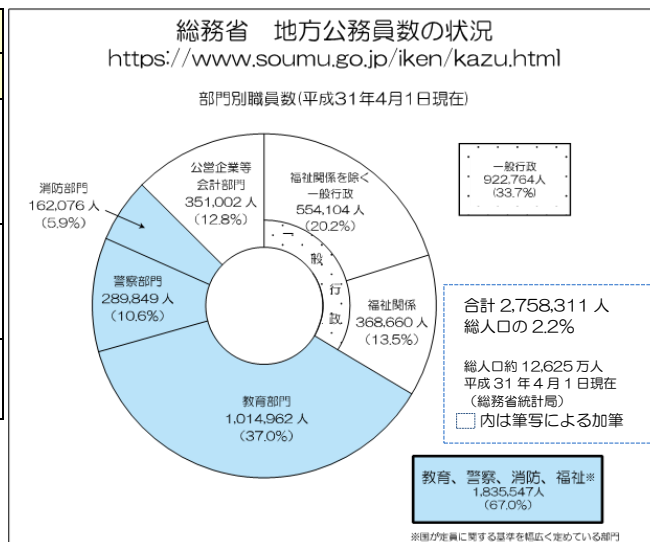
以上述べた武士と非武士の人口比に対し、図表 C2.2_03 と 04 に示した現代(平成 31 年 4 月)の日本の総人口約 1.2625 億人の内、市区町村職員総数は約 276 万人(一般行政職、教育、警察、消防、福祉に携わる職員総数)で、対人口比は 2.2% です。

図表C2.2_03

平成31年現在の地方公務員総数と被管理人口		
種別	人口数(万人)	構成比
地方公務員総数 (一般行政職、福祉、教育、警察、消防、公営企業)	276	2.2%
地方公務員本人を除く人口	12,349	97.8%
総人口	12,625	100.0%

総務省 地方公務員数の状況(平成31年4月1日現在)
 総務省統計局 人口推計 令和元年9月報
 (平成31年4月1日現在確定値)

図表C2.2_04



江戸初期から中期に到る人口の急増による武士人口の構成比の低下や、武士の多くが同一職の複数人交代勤務制であったことなどが理由で個人当り勤務時間も日数も非常に短かったことなどを考慮すれば、開幕期の行政官たる純武士人口と現在の地方公務員数との比較を単純にしてもあまり意味はなさそうですが、大きな災害などの際に総動員すれば、現代の役所職員数よりも(比率の上では)多くの武士が被管理人口に対する手当を行うことができたのだらうと思います。

また総人口に対して、教育や、庶民の規範となる点で大きな影響力を持つと想定される読書階級と言う観点で言えば、武士と武士の家族（人口比15%）はこれに当たり、寺院の僧侶や神主、浪人、地土やその家族も武士階級に準じた読書階級と考えれば、多く見て4人に1人の比率で存在したことで、この層がそれ以外の人口層に与えた倫理その他の面で影響は大きかったであろうと思います。

1) 武士階層への教育の必要性和教育がもたらしたもの

家光までの三代にわたる初期幕府では武断政治といわれる強硬な方針で多くの藩の取り潰しを図りましたが、結果としては浪人の激増による社会不安を招いてしまいます。将軍家綱の時代に、家光の異母弟である保科正之は家綱を補佐し、武断主義を廃し文治主義に切り替えが行われますが、文治主義はその後に多少の紆余曲折はあったものの、幕末に到るまでの200年以上を支える思想となります。

このような背景の中で、人口に対する藩官僚としての適正数をはるかに上回る数の武士階層は、放置すれば混乱を招く原因となる可能性が高いことから、幕府が主導して幕臣用の各種学問所、武道の鍛錬所が整備され、藩に在っては藩校が設立され、時間的な自由度のある武士にカリキュラムに基づく学問と武芸を奨励し徹底させることになりました。これは幕藩官僚として武士が身に着けるべき学問や技術学習の場となり、藩校における成績が官僚として栄達を約束し、また生まれながらの身分階級を超える手段ともなっていくことで、学習意欲を拡大再生産することとなり、やがては儒学にとどまらず欧米の医学や科学技術まで吸収し始めます。

幕藩期の幼児期から行われる学問は朱子学を主とした儒学であり、古代中国の春秋戦国各国の君臣列伝等でありましたが、この教育は、生の支配、被支配の関係性を相対化し、苛斂誅求（かれんちゅうきゅう）は悪、領民を庇護し殖産興業を促進するなどの良政を布くことを良しとする考え方を、藩主、武士の支配層全体に、良くも悪くも強く刷り込む結果となりました。

江戸期を通して幕府直轄領の代官や、奉行などに就いた旗本は例外なく名奉行、名代官と称されたとの話もあります。聞いただけ、本で読んだだけで反射炉や蒸気機関を持つ洋式船を、複数の藩内で作り上げてしまうほどの知識と技術力は既に近世末には獲得されており、またフランス革命後の国民兵の勝利によって証明され、近代国家が生まれるとされた近代国民意識の強度は、既に近世末日本にあって獲得されつつあったのかも知れません。この点は本項2.2.1の(2)冒頭で既に述べた通りです。

武士階層が持つに至ったリーダーシップと、矜持は、近世を通じた教育によって戦国期における勇武の意識から大きく変質し、維新での朝幕双方の志士層の爆発力となり、やがて維新後、日露戦争における、多くは武士階層またはそれに近い階層出自の士官の戦死比率の異常な高さにも繋がってゆくことになります。

近世の被支配者階層における「先祖を武士に持つ」意識は、正規武士の近世における立ち居振る舞いと、維新や日露戦役での果敢さに触発されて、「武士の末裔」たる意識が、近代初期には国民の広汎に潜在していたであろうと筆者は考えます。このような本来の武士階層と武士の末裔階層が共有する意識は、近代以降の日本を支える精神となり、またその精神の系譜は現代の私ども日本人にも引き継がれているのではないかと思います。

以上書いていて、筆者が右翼的な歴史観の持ち主だと思われはしないかと心配しています。確かに「武士の魂」などを前面に押し出すのは危険なことではありますが、「武士の魂」を考えない限り、李氏朝鮮500年を近世に持つ隣国をはじめとする他国と比較して、近世文書の類例のない多量さの理由も、10倍以上の国力差を持つロシアや米国内に對峙した世界戦争規模の戦争への傾斜の理由も見えてこないのです。

参考：「江戸時代の武家は、近世社会の支配者であり、また指導者としての地位を保っていたのであり、したがって、それにふさわしい文武の教養をつむべきものと考えられていた。そのために設けられた教育機関が藩校であった。」（文部科学省「学制百二十年史」第1編序章第1節）

(3) 近世日本における武家側、被支配側の文書管理

江戸幕藩期は、近世文書の膨大な残量が語るように、支配者たる武士の世界においても、

被支配者たる庶民階級全般においても、また公的にも私的にも活発に文書が交わされ、文書が大きな役割を持った時代でありました。

このような時代の代表的な公文書として、城方文書と村方文書を挙げ、城方、村方双方での文書管理に関する考え方と制度としての特徴を見てみたいと思います。

寺社方、町方文書に関してはここでは取り上げませんが、他の文書と同じく活発な文書作成と保存が行われていたことは間違いないところです。

なお、筆者自身は近世期を専門とする研究者ではなく、またここでの目的が、近代の文書管理に重大な影響を与えたと思われる事象について取り出すことであるため、近世期文書管理の全体像を俯瞰するものではなく、相当に偏った論者となることをあらかじめお断りしておきます。

① 幕藩期の武家社会における文書管理

行政が行う判断や行動に対する文書主義の考え方は幕藩期の初期には武士階級に根付き、文書を一定の手順で収集して保存する手順や保存場所、書庫内文書の手入れ、索引簿の作成などの規則が定められていました。その意味で「文書管理」の概念と、文書管理行動は確かに存在したと言えますが、ファイリングシステムは要件として文書ごとの保存期限の設定や廃棄に関する規程（リテンションスケジュール、管理）と実施を必須としているのに対して、この時代の文書管理には欠落しているため要件を満たしていません。

文書の管理における保管・保存場所やその主体者に係る点に関しては、「特殊な分散管理」が採用されていたと考えられます。

城内の文書庫に管理される文書と、各家臣宅に保存することが認められている文書に2分化され、家臣宅の数だけ場所的には分散化されていました。

城内の文書管理は中下級武士層が担当し、その管理下に在る文書庫に管理されるのは「城付き文書」[註 22.01](#) と呼ばれ、大名家には属さず、城そのものに付帯する文書（移封、転封、改易時には城に残さなければならない）と、大名家自身の権利関係文書、涉外、式典のための過去事例、各家臣家の由来や家系図、一般文書としては各種行政事務や行動の最終結論を示す文書等が保管され管理されます。

これに対して家老家を代表とする重臣家には、城の文庫には存在しない、自邸だけで保存する文書が存在します。この文書は重臣自身が担当した事案に関して収受し、作成した文書ですが、城内の文庫に在る文書との対応関係で言えば、城内のものが事案の最終結論のみを記載した文書であるのに対し、重臣宅保存文書はその結論に至るまでの経緯等を記したものであることも特徴の一つです。このような文書の私邸保存は、中級、下級武士層にも見られる傾向です。

下線を付した上の文章部分は、この項の脚注に記す鈴木満氏の論文「秋田藩庁伝来文書と文書管理制度の展開」での論考に依拠して文章を作っています。邸宅保存文書の呼び名は鈴木氏の文中にはなかったため、鈴木氏の他の論文に使われている「家蔵文書」[註 22.02](#) と呼ぶことにします。

なおこのような性格の「家蔵文書」を認める仕組みが他藩の多くにも存在したのか、秋田藩特有のものなのか同氏の論文からは確認できず、調査しましたが現時点では不明です。筆者としては、権力者の交代に際して、来るものを利し去るものに不利となる可能性を孕む文書の秘匿は、組織内での権力闘争がある限り秋田藩以外にも有ってしかるべきと考え、上のような表現としたものです。

「家蔵文書」は究極の分散管理であり、ある意味では文書の私蔵化、私物化、属人化と非難されかねない文書の管理の在り方です。

しかし、ある意味では合理的な管理法であったかもしれません。特に重臣扱いの事案であれば、全藩で共有されるのは逆に望ましくなく、むしろ機密保全には有効で、かつ担当職の手元に文書があれば、特に文書発生から間が無い活性的文書保管期間には、迅速な処理に役立ったでしょう。

この時代は火事が多かったはずですから、分散管理は被害を最小限とする工夫であった

かもしれませんし、火事や盗難の危険に対して代々嚴重な対処を言い伝えていたということ、万一亡失した場合の不名誉と罰則を考えれば、現代におけるおざなりの安全管理などより、むしろ安全性は高かったかもしれません。

一方で、このような分散管理が、維新後の家臣家の家蔵文書の散逸を招く機会を多くしたであろうことも想像に難くありません。

しかも内容が経緯文書であったわけですから損失の度合いは大きく、この点の重大さから考えれば、やはり私物化だったと定義する方が良いのかもしれない。

この種の保存方法が一部明治以降にも引き継がれていたのではと、筆者は疑うのですが、それは明治～昭和の高官等の自宅から歴史的に重大な文書が発見された・・・などの報道が時々あることに拠ります。

最後に、近世期、とくに後期におけるの武士人口のほとんどすべてが、自身の担当する行政分野において、文書主義による文書作成と、場合によっては自邸での管理も含めて深くかかわっていたことに注目すべきだと思います。この層若しくはその後の世代が明治期に入り中央、地方の官僚層を形成してゆく主力となるからです。

註 2.2_01 : 「城付き文書」

高橋実氏著「近世における文書の管理と保存」第3節 157 頁の注 41)で、「城付き文書」の説明がされています。当時使用された「城米」、「城付き武具」の概念に倣い、転封によって転入転出する大名家に属さず、(公儀所有の)城に属し、転出時には元通り残さなければならない文書を「城付き文書」と表現した旨ほか説明されています。

高橋氏の論文は、安藤正人氏・青山英幸氏編著『記録史料の管理と文書館』（北海道大学図書刊行会、1996年）第I部第3章として収録されているものです。

註 2.2_02 : 「家蔵文書」

鈴木満氏著「秋田藩の藩庁伝来文書と文書管理制度の展開」中の「二、秋田藩の文書管理制度とその特質」には、秋田藩の文書管理の特質として、1つの事案を担当した家老等の上級武士や、中下級武士においても、自ら作成し、授受した文書は、役所の文書管理の枠外として藩の文書庫には収めず、他の記録も残さず、自らの邸宅にのみ保管保存されることが挙げられています。自邸にのみ保管保存されるのは文書の私有や私蔵とはされず、制度的に認められているものであったようです。

このような文書を何と呼ぶかは論文中には書かれていませんでしたが、同氏の別の論文に「秋田藩家蔵文書考」があることから、「家蔵文書」としました。高橋氏の「家付き文書」は村方の文書ですが、支配、被支配での違いはありますが、同時代における文書管理の一般的特性とすることもできそうな気がします。

同氏のこの論文は、佐藤孝之氏、三村昌司氏共編『近世・近現代 文書の保存・管理の歴史』（勉誠出版、2019年）に編録されています。以下筆者が切り出した鈴木氏の文章を掲示しておきます。なお、□内は筆者による加筆です。

「秋田藩では家老が作成・授受した文書は役所が保管しないのが原則といえる。」・・・「秋田藩の役所の文書管理担当は中下級の家中で、役所に残るのは彼らが職務で集積した史料、上級家中は役所の文書管理制度の枠外、これが秋田藩の文書管理制度の特質である。」・・・〔役所の賞罰に係る文書について〕「賞罰に話を戻すと、役所には結論に至るプロセスは残らない。『御勘当帳』でも処罰決定に至る経緯を記さない（宇都宮孟綱日記）。それは家老担当の案件だけではなく、中下級家中が担当したケースも同様である。」

② 年貢村請制下での村役人の増加傾向と文書管理意識の発達

村方文書は、年貢の村請制に係る年度発生文書（廻状・年貢割付帳、皆済目録、面割帳、下札、投げ出し証文など）と名寄帳、検地帳、過去の紛争記録（隣村との境界、取水、薪伐採権などに関する争議や一揆の記録）など参照用の過去文書、賦役に関する文書、他に過去に領主や、時には天皇家から与えられたと伝承される由緒書、感状、権利書などで構成されます。

村役人は、江戸初期には、開発名主等立村時に功労のあった家が名主となっていることが多く、村内行政と、支配側からの賦役、年貢に係る村側の取りまとめを代行していましたが、その後名主、組頭、百姓代の三役で村役人を構成することとなります。

村役場は無く、名主あるいは他の三役の家宅、場合によっては村内の寺や神社で文書作成や打ち合わせが行われていました。

村役人は名主をはじめ世襲である時代には引継ぎは一家の世代間で行われていて、文書

も名主又は三役の自宅に保存されていましたが、後に名主、三役が入札（いれふだ）制での選出や輪番制に変わるケースでは、文書は次の三役に引継ぎがなされます。この場合の事務処理の教育がどのように行われたのかは不明ですが、おそらく入札での選出対象家や輪番対象家も、一定範囲内の有力家に限定されていて、一家内での教育も可能だったものではないかと思えます。

地域による違いはあったでしょうが、全般を通して言えば、安定的な社会の持続と、農産物の生産性の向上による村落人口の爆発的と言って良い増加や、程度はあれ商品経済の浸透等が、村落内旧有力家の衰退や新興富裕農民の台頭を促し、さらには隣村との境界や取水争議が頻発する中で、暴力装置としての若者組の村内政治への影響力の増大などが背景となって、上の入札制や輪番制に変わることで、また組頭等の人数も増員を重ねたのではないかと考えられます。

村内の三役経験のある家の数は増え、その分だけ村役事務の教育を兼ねた手伝いをしたであろう次世代を含めれば、村内の多くの者が行政文書の作成に携わり、また、文書管理にも携わっていたことが人材プールを産み、維新後に設置される村落役場に勤務する末端官吏や、郡役場、やがては府県庁の行政事務と文書管理を担当する吏員となる人材供給源となったに違いありません。

さて本項（3）①で、武家文書が家老家や中、下級武士が自宅に保存した文書を「家蔵文書」と呼びましたが、被支配者側でも、村役人として自ら携わった行政事務等で授受、作成した文書を自宅に保存するという分散化が起きていて、これは「〇〇家付き文書」[註 2.2_03](#)と呼ばれ、他には「村役付き文書」、「村付き文書」[註 2.2_03](#)があります。

「家付き文書」は代々名主家が名主役を継承した時代の文書であり、名の通り名主にしか保存されず、名主家の所有権も認められていたものと思われる。これに対して村役付き文書と村付き文書とは入札や輪番制で村役を担ったケースで、一家に独占的な所有権は無く、役に就く家に順次引継がれる文書で、この 2 種が現在の区有文書として生き延びているものではないかと思えます。

この中で、「家付き文書」は、武家での「家蔵文書」と同様に、現在の官公庁の文書管理で言えば「公文書の私蔵、私物化、属人的管理」・・・と忌避されかねない管理法ですが、本項（3）①の「家蔵文書」に書いたと同じく、万一の紛失や焼失が生じた場合に受ける罰則や名誉の失墜の度合いの点で、よほど安全な仕組みだったのではないかと考えています。

ただしこのような特殊な分散管理が、維新後の散逸の原因になったであろうことは、デメリットでした。

以下は少なくとも筆者には論証できることではないのですが、江戸近世期の支配方（城方、武家文書）や被支配方での文書管理のあり方は、決して近代的な形式であったとは言えませんが、近代国家の意思決定に係る稟議制が、単独若しくは少数者による独占的裁可権を下位方向に分散化させ、膨大な事務処理案件を効率化するという原理を持つ点を考えると、国家制度も、国家、地方を統一する官僚組織の誕生以前の近世末までには、既に稟議制に近い、下位方向への裁可権の分散化が行われていたのではないかと思うのです。またこのことこそが、日本の近世若しくは幕藩体制の、世界に類を見ない特異性であり、明治維新以降の近代化を半世紀に満たない短期に完成させた基礎となったのだらうと思えます。

それにしても、これを保科正之など徳川幕府の初期為政者だけの特性によるものと考えるのは機会主義的に過ぎるように感じます。

むしろ、織豊、戦国、室町、南北朝、鎌倉、平安、律令後期、前期にまで遡ることのできる特性なのか、今後の筆者に残された課題として興味が尽きません。

[註 2.2_03](#)：「〇〇家付き文書」、「村役付き文書」、「村付き文書」

[註 2.2_01](#) で紹介した高橋実氏著「近世における文書の管理と保存」の第3節の冒頭に「当時の用語を借りたわれわれの表現でいえば「家付き文書」、「村役付き（「役人回り」文書）」、「村付き文書」ということになる。」その後の 141 頁「事例7 家付き文書」には「ところで、「家付き文書」「村役付き文書」「村付き文書」「町付き文書」「役所付き文書」など「——付き文書」と言う表現

は、注 41)で述べた「城付き文書」という考え方を敷衍して考えてみたものである。」と書かれていることから、これら「〇〇付き文書」は同氏が案出された用語若しくは概念と言えます。

③ 高橋実氏、鈴木満氏の論文内容の本論への反映について

2.2.1 項は、註 2.2_01 及び 02 に氏名を書かせていただいた両氏の論文を参考にさせていただき、筆者なりの推論として書きあげたことを明記しておきます。

鈴木氏の論文で秋田藩の特質として述べられている家老家家蔵文書の存在には啓発されましたが、氏が「秋田藩文書管理の特質」とされている「特質」が、他藩にも及ぶのか、あるいは秋田藩にしか見られない本来の意味での特質なのかが確認できず、調査はしたのですが結局不明のまま、一定の普遍性がある可能性が高いとの推定により論述することを選択しました。

高橋氏の論文からは、①の記述に「城付き文書」の概念を載せさせていただきました。村方文書の保存が必ずしも一家、一か所で行われるわけではなく、支配側の一給、相給かの相違、名主は世襲か一定期限の輪番か、他村名主の兼任か、村役の数、時代経過、経済環境の変化による村内権力構造と富裕家の消長等々の諸条件、また諸条件の複合化により、「家付き文書」、「村役付き（「役人回り」文書）」、「村付き文書」と呼ばれるような文書の分散化が起こったことを知ることができ、これを次の②にも反映しています。

ところで、筆者は同志社大学竹田聴洲先生の指導で日本民俗学を学び昭和 40 年代初めに廃村緊急調査に何度か参加した経験を持っています。口承採取の民俗学的方法のメリットは理解した上で、村制の口承採取の傍ら、当時残っていたはずの区有文書や各家文書の写しを採取するなどをしていればと今は残念に思う次第です。

2.2.2 近世のまとめ・近世から引継がれ日本近代を速成可能とした諸要素（推論含む）

この項では、江戸幕藩体制下の 260 年を越える江戸幕藩体制の世が近世日本にどれだけ大きな遺産を残したかについて要素を羅列し、近世についてのまとめとします。この中で最も大きな要素は（2）の①、②であり、これを抜きに日露戦での危うい勝利も、30 年余で成した近代化も有り得なかったでしょう。

（1）文書管理と官僚制度に関する要素

- ① 行政における文書主義の全社会階層への高い浸透度
- ② 公文書様式の標準化の進行とこれを当然とする意識の高い浸透度
- ③ 文書主義・法治社会において文書管理、文書安全保存が必要であるとの観念の常識化
- ④ 組織の意思決定における独裁的裁可権の組織の下位方向への分散化という近代における「稟議制」的要素を包含した文書管理
- ⑤ 江戸幕藩期が育てた官吏の持つべき倫理規範と統治規範の救恤（きゅうじゅつ）的傾斜
- ⑥ 近代国家の官僚候補の人材プールの形成

（2）維新以後の 30～40 年で近代国家と国民を作り上げるに至った諸要素

- ① 全国民の約 6% を占めるおよそ 195 万人の華族、士族・卒が近世 260 年間に刷り込まれた出処進退や自己犠牲など土道、武士道の語で括られる倫理、行動規範で構成される共同幻想(上部構造)
- ② 維新时期に顕現した、朝暮を問わない青年武士の良質な出処進退が、士族以外が持つ武士の末裔意識に影響を及ぼすことで生じた全国民規模での（皆武士）共同幻想
- ③ 9 割を越える華族、士族・卒以外の階層を含む知的蓄積や、各階級が保有する科学技術資産の他に無い高さ
- ④ 他国に比較して高い主食食料の生産性に支えられた人口と人口密度、及びその中で醸成された民度の他を圧する高さ
- ⑤ 近世後半期の社会全般における、近代的市民意識、個人としての近代的自我の成長